

熊本県公報

第 1 1 3 9 7 号
平成 18 年 4 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定（訪問介護）	（高齢者支援総室） 1
○包括外部監査契約の締結	（人 事 課） 1
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課） 1
○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に 関する要項の一部改正	（男女共同参画・パートナーシップ推進課） 2
○公有水面埋立免許	（漁港漁場整備課） 2
○道路の区域変更	（道路保全課） 3
○ ”	（ ” ） 3
公 告	
○基本測量の実施	（監 理 課） 4
○県営土地改良事業の工事完了	（農村計画・技術管理課） 4
○土地改良区役員の退任及び就任	（ ” ） 4

告 示

熊本県告示第 462 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
いきいき 熊本市沼山津二丁目 3 番 36 号	有限会社いきいき訪問介護事業所	平成 18 年 3 月 29 日

熊本県告示第 463 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
 - （1）氏名 山元修一
 - （2）住所 熊本市武蔵ヶ丘二丁目 14 番 25 号
- 2 契約の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

熊本県告示第 464 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久下西町字下塩屋甲 443・甲 444（以上

- 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 465 号

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項（平成 10 年熊本県告示第 756 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条第 1 項まで中「環境生活部」を「総務部」に改める。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

熊本県告示第 466 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成 18 年 4 月 14 日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
玉名市繁根木 163 番地 大正開漁港管理者 玉名市
- 3 埋立区域
- (1) 位置
玉名市岱明町高道 3121 ～ 3144 に隣接する無番地に隣接する平成 7 年 12 月 28 日付け熊本県指令漁第 61 号の免許に係る埋立の埋立区域地先及び 2909 の 4 地先公有水面
- (2) 区域
次の 1 の地点から 10 の地点を順次直線で結んだ線、10 の地点と 12 の地点を結ぶ平成 17 年の秋分の日満潮位（DL + 4.76 メートル）における公有水面と長保東防波堤との境界線、12 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 7 年 12 月 28 日付け熊本県指令漁第 61 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 4.76 メートルにより決定）により囲まれた区域
- | | |
|--------|--|
| 1 の地点 | 大正開漁港 基準 T - 1（北緯 32 度 53 分 16 秒 東経 130 度 30 分 38 秒）から 283 度 00 分 08 秒 121.342 メートルの地点 |
| 2 の地点 | 1 の地点から 320 度 31 分 53 秒 1.248 メートルの地点 |
| 3 の地点 | 2 の地点から 230 度 31 分 59 秒 0.144 メートルの地点 |
| 4 の地点 | 3 の地点から 320 度 31 分 33 秒 21.800 メートルの地点 |
| 5 の地点 | 4 の地点から 50 度 31 分 57 秒 0.146 メートルの地点 |
| 6 の地点 | 5 の地点から 320 度 31 分 56 秒 8.200 メートルの地点 |
| 7 の地点 | 6 の地点から 230 度 31 分 59 秒 0.147 メートルの地点 |
| 8 の地点 | 7 の地点から 320 度 31 分 33 秒 26.760 メートルの地点 |
| 9 の地点 | 8 の地点から 230 度 31 分 56 秒 8.150 メートルの地点 |
| 10 の地点 | 9 の地点から 320 度 31 分 56 秒 18.189 メートルの地点 |
| 11 の地点 | 10 の地点から 50 度 09 分 42 秒 16.109 メートルの地点 |
| 12 の地点 | 11 の地点から 47 度 09 分 06 秒 12.862 メートルの地点 |
- (3) 面積
1,739.12 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
玉名市岱明町高道 3121 ～ 3144 に隣接する無番地に隣接する平成 7 年 12 月 28 日付け熊本県指令漁第 61 号の免許に係る埋立の埋立区域内及び同地先公有水面並びに 2909 の 4 地内及び同地先公有水面
- (2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び A の地点と D の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

A の地点 大正開漁港 基点 T - 1 (北緯 32 度 53 分 16 秒、東経 130 度 30 分 38 秒) から 260 度 21 分 16 秒 151.488 メートルの地点

B の地点 A の地点から 320 度 31 分 57 秒 113.254 メートルの地点

C の地点 B の地点から 50 度 32 分 03 秒 84.383 メートルの地点

D の地点 C の地点から 140 度 31 分 57 秒 113.254 メートルの地点

(3) 面積

9,556.67 平方メートル

5 埋立地の用地
漁港施設用地

熊本県告示第 467 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 4 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	辛川鹿本 線	菊池郡菊陽町大字津久礼	前	9.6		交安 1 種
		字下沖野 2942 番地先から	後	11.6	295.4	
		菊池郡菊陽町大字原水	前	11.8		
		字下中野 5624 番地先まで	後	18.4	295.4	

2 区域変更する期日 平成 18 年 4 月 21 日

熊本県告示第 468 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 4 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本渡苓北 線	天草郡苓北町志岐字中尾	前	13.7		仮設道供 用
		1867 番地先から	後	34.1	56.3	
		同字	前	14.8		
		1781 番地先まで	後	35.4	56.3	

2 区域変更する期日 平成 18 年 4 月 21 日

公 告

熊本県公告第 326 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成 18 年 5 月 10 日から 平成 19 年 2 月 28 日まで	八代市、水俣市、宇土市、阿蘇市、天草市、菊池市、鹿本郡植木町、阿蘇郡小国町及び高森町、上益城郡山都町及び御船町、球磨郡多良木町及び五木村

熊本県公告第 327 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 農業用道路、暗渠排水、区画整理	上	平成 10 年 1 月 10 日	平成 17 年 11 月 1 日	熊本県

熊本県公告第 328 号

菊池郡大津町大菊土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	太田黒 忠 勝	菊池郡大津町大字吹田 310 番地
"	吉 永 明	菊池郡大津町大字陣内 1337 番地
"	樋 口 陽 一	菊池郡大津町大字陣内 2065 番地
"	原 野 誠 司	菊池郡大津町大字下町 128 番地
"	谷 本 保 馬	菊池郡大津町大字引水 539 番地
"	木 野 則 昭	菊池郡大津町大字新 145 番地
"	村 本 廣 見	菊池郡菊陽町大字原水 2203 番地
"	笠 一 男	菊池郡菊陽町大字原水 717 番地
"	宮 原 隆 之	菊池郡菊陽町大字原水 5078 番地
"	鎌 田 道 雄	菊池郡菊陽町大字久保田 1408 番地
"	上 田 俊 秋	菊池郡菊陽町大字久保田 255 番地
"	高 山 賢	菊池郡菊陽町大字津久礼 2046 番地
"	吉 山 勝 利	菊池郡菊陽町大字馬場楠 415 番地
"	広 瀬 一 誠	菊池郡菊陽町大字辛川 645 番地 2
"	徳 山 清 光	熊本市鹿帰瀬町 543 番地 2
"	家 入 勲	菊池郡大津町大字大津 846 番地
"	富 永 清 次	菊池郡菊陽町大字津久礼 1747 番地
監事	岡 田 誠 一	菊池郡大津町大字森 360 番地
"	田 中 安 徳	菊池郡菊陽町大字久保田 2028 番地
"	嶋 田 誠	菊池郡菊陽町大字辛川 1634 番地
就任		

理事	岩 崎 秀 雄	菊池郡大津町大字瀬田 8 番地
"	國 本 稲 雄	菊池郡大津町大字森 347 番地
"	徳 永 敏 一	菊池郡大津町大字陣内 1690 番地
"	清 水 幸 一	菊池郡大津町大字町 308 番地
"	坂 本 盛 幸	菊池郡大津町大字引水 498 番地
"	大 塚 精 雄	菊池郡大津町大字室 59 番地
"	相 馬 一 孝	菊池郡菊陽町大字原水 3259 番地
"	那 須 彰 一	菊池郡菊陽町大字原水 6004 番地
"	三 島 安 正	菊池郡菊陽町大字原水 1646 番地 2
"	上 田 俊 秋	菊池郡菊陽町大字久保田 255 番地
"	阪 本 俊 浩	菊池郡菊陽町大字久保田 2511 番地
"	手 嶋 賢 治	菊池郡菊陽町大字津久礼 610 番地
"	外 村 育 男	菊池郡菊陽町大字戸次 260 番地
"	矢 野 政 明	菊池郡菊陽町大字辛川 1339 番地 1
"	村 上 武	熊本市弓削町 670 番地
"	家 入 勲	菊池郡大津町大字大津 846 番地
"	富 永 清 次	菊池郡菊陽町大字津久礼 1747 番地
監事	緒 方 幹 男	菊池郡大津町大字大津 611 番地
"	眞 弓 一 保	菊池郡菊陽町大字原水 5136 番地 4
"	森 田 俊 郎	菊池郡菊陽町大字曲手 250 番地

